

引っ越しの手続きはお早めに！

ー水道局からのお願いですー

引っ越しの日程が決まりましたら、**電話**または**インターネット**でお早めに手続きをしてください。
 手続きは、水道の使用をやめる日または使い始める日の**5日前**までにお願いします。
 使用をやめるご連絡がないと、水道を使っていなくても**基本料金をお支払いいただくことになります**。
 なお、水道を止める際にお客さまの立ち合いは要しません。

次のことをご確認のうえご連絡をいただくと、受付がスムーズです

水道の使用をやめるとき

- **使用者番号**
検針票（水道ご使用量等のお知らせ）や
 納入通知書に記載されています。
- **住所（アパート名・部屋番号）**
- **氏名**
- **使用をやめる日**
（最後に使用する日）
- **引っ越し先の住所、
 連絡先の電話番号**

市内で引っ越しをするとき

- 「水道の使用をやめる」手続きと
 「水道を使い始める」手続きの
 両方が必要です。
- ※水道料金のお支払いに口座振替
 をご利用中の場合は、引っ越し先
 でも原則現在の口座を引き続き
 ご利用いただけますので、お申し
 出ください。

水道を使い始めるとき

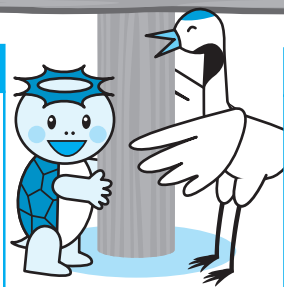
- **住所（アパート名・部屋番号）**
 - **氏名**
 - **使い始める日**
 - **連絡先の電話番号**
- ※蛇口をひねって水が出ればその
 ままお使いいただいても結構です
 が、必ずご連絡ください。

電話でのお申し込み

いわき市水道料金お客様センター

☎ **0246-22-9300**

受付時間 8:30～17:15
 （土曜、日曜、祝日、12/29～1/3を除く）



インターネットでのお申し込み

水道局のホームページの「水道の使用開始・休止
 の手続き」→「電子申請による届出をご希望の場合
 （外部リンク）」をクリックするか、右の
 QRコードからアクセスし、「いわき市
 かんたん申請・申込システム」から
 お申し込みください。

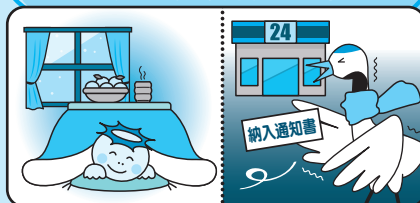


水道料金のお支払いは便利な口座振替で！

～口座振替をおススメする理由～

① ラクラク

お支払いのために金融機関やコンビニ
 エンスストアへ行く手間がかりません。



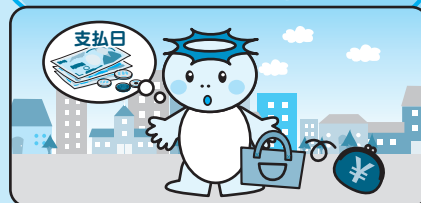
② 安心

忙しいときにも安心、
 自動的に口座から支払われます。



③ 安全

お金を持ち歩く必要がないので、
 紛失や盗難の心配がありません。



※ 口座振替は納入通知書払いよりも郵便料金などの経費を削減できるため、水道事業の効率的な事業運営につ
 なります。また、紙の納入通知書の作成が減ることにより紙資源の削減につながるため、環境にもやさしい
 納入方法です。お客さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

● 窓口での手続き

水道局1階「いわき市水道料金お客様センター」の窓口や市内にある取扱金融機関の窓口で
 お申し込みください。（申込用紙は各窓口にごさいます。）

● 郵送での手続き

水道局のホームページから申込用紙と郵送用封筒をダウンロードし、必要事項を記入、押印
 し「いわき市水道料金お客様センター」へ郵送してください（郵便料金はかかりません）。



手続きに 必要なもの

- ◆ 口座番号がわかる
 もの（通帳など）
- ◆ 金融機関の届出印
- ◆ 水道の使用番号が
 わかるもの（検針票
 や納入通知書など）

配水管からご家庭の蛇口まで

～給水装置・貯水槽水道の適正な管理をお願いします～

浄水場で作られた水道水は、配水池から配水管によって市内各地に送られ、お客さまの宅地内
 に引き込まれている給水管を通してご家庭の蛇口（給水装置）まで届けられます。

また、ビルやマンションなどの高い建物の場合は、一度受水槽に蓄えられてからそれぞれの蛇
 口（貯水槽水道）に給水されます。

給水装置とは

配水管からお客さまの宅地内に引き込まれた給水管
 とこれに直結して取り付けある止水栓、水道メーター、
 蛇口などを総称して「給水装置」といいます。

給水装置のうち、水道局が貸与している水道メーター
 以外のものは、すべて所有しているお客さまの財産で
 す。したがって、給水装置の維持管理はお客さまが行い、
 漏水等の修理費用もお客さまの負担となります。

なお、給水装置の新設、修理、撤去工事等は、水道局
 が指定した「いわき市水道局指定給水装置工事事業者」
 以外は行う事ができません。

貯水槽水道とは

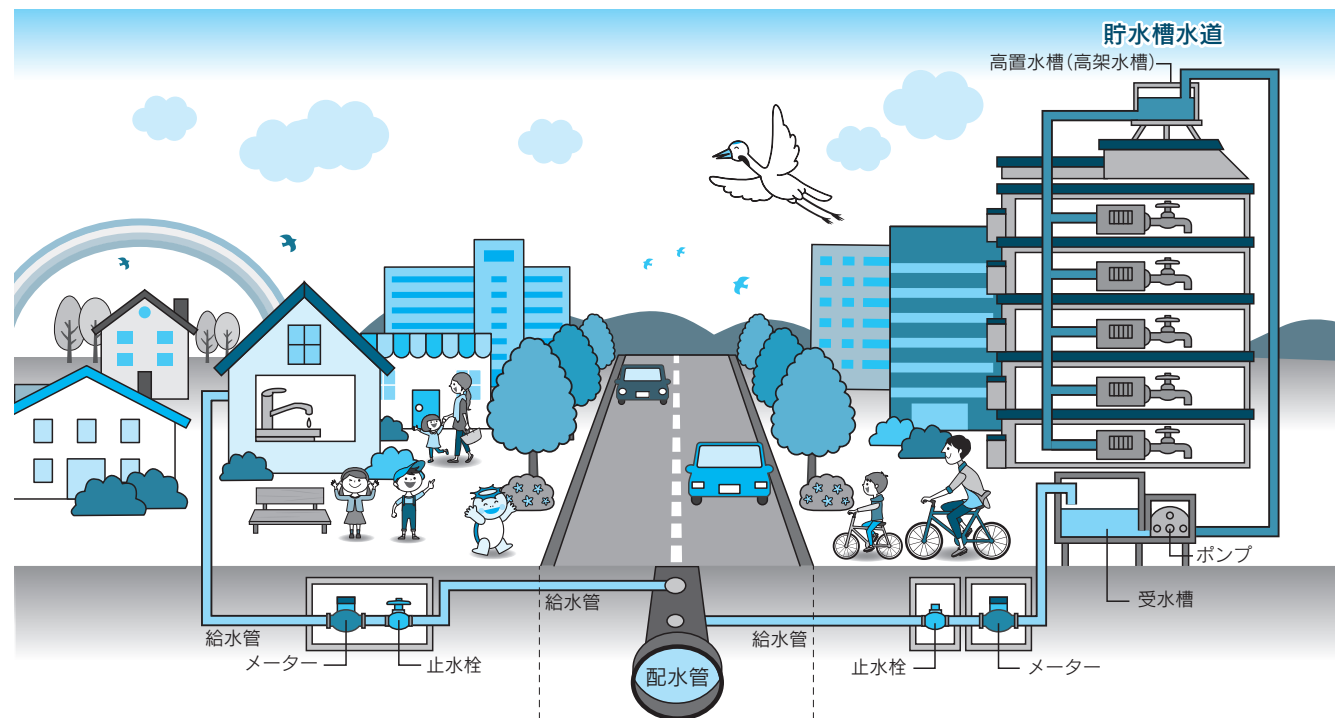
ビルやマンションなどの高い建物で、水道水をいったん
 受水槽にためてからポンプ等で各蛇口に給水する方法
 を「貯水槽水道」といいます。

受水槽以降の水質管理は、その貯水槽水道を設置して
 いる方の責任となります。

受水槽は水の出入りがあるため密封されておらず
 常に外気と触れている構造となっています。適正な
 管理がなされていない場合には、サビやゴミがたまり
 タンクの亀裂などによって汚水や虫が混入したりする
 危険性があります。このため、設置者は定期的に点検・清掃
 を行い、適正な維持管理に努めなければなりません。

※ 指定給水装置工事事業者については、水道局ホームページでご確認ください。

- 給水装置は、お客さまの大切な財産です。
 お客さまが維持管理を行っていただく範囲をご確認ください。



	宅地部分	公道部分	宅地部分
呼び名	給水装置 (配水管の取出口から蛇口まで)	配水管	給水装置 (配水管の取出口から受水槽の入口まで) 貯水槽水道 (受水槽から蛇口まで)
所有者	お客さま（所有者または使用者）	水道局	お客さま（所有者または使用者）
維持管理	お客さま（所有者または使用者）	水道局	お客さま（所有者または使用者）
修繕負担	お客さま（所有者または使用者※）	水道局	お客さま（所有者または使用者※）
水質管理	水道局		貯水槽水道の設置者

※ 公道部分を除く給水装置の修繕は、原則としてお客さまの費用負担となりますが、メーター（口径25mm以下に限る）までの間で発
 生した漏水について、緊急を要する場合には水道局で修繕し、その費用を免除する場合があります。

お問い合わせ いわき市水道料金お客様センター

TEL 22-9300

お問い合わせ 営業課 給水装置係

TEL 22-9304